

8月の税務カレンダー

- ☆個人事業税第1期分の納付
- ☆個人事業者の令和1年分消費税・地方消費税の中間申告
- ☆個人の県民税及び市民税の第2期分
- ☆令和1年6月決算法人の確定申告
- ☆12月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

消費税が10月1日から10%に！その準備を！

消費税率が、今年10月1日から10%になります。10月1日以降の取引は、軽減税率を除き、8%から10%になります。事業年度が9月末決算以外の法人や個人事業者の場合は、9月30日時点で一度仮決算を組む必要があります。8%分の売掛金、買掛金、未払金などを確定する作業が必要です。

熊谷事務所では、秋までに消費税セミナーを開催予定です。詳細は決まり次第お知らせします！

《8月6日～8日は 税理士試験》

令和1年(第69回)の税理士試験は、8月6日～8月8日に行われます。6日は、簿記論・財務諸表論・消費税法又は酒税法。7日は法人税法・相続税法・所得税。8日は、固定資産税・国税徴収法・住民税又は事業税。この暑い時期に受験生は汗を拭きながら、答案用紙に向かいます。熊谷事務所でも数名の受験生がいます。梅雨明けと同時に猛暑まっただ中、それぞれ税理士資格を目指して頑張っています。頑張れ！受験生！



【社保耳より情報】

限度額適用認定証について

医療機関等の窓口での支払いが高額な負担となった場合はあとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。70歳未満(※)の方であれば「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えることができます。限度額認定証は即日発行されませんので、入院が決まっている場合は事前に、入院した場合は早急に手続きをしてください。協会けんぽの場合、直接協会けんぽへ提出(郵送可)して下さい。会社の印鑑は不要ですので、個人での申請も可能です。(※)70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証の提出も必要となります。また、所得によって限度額適用認定証が発行されない場合があります。

定期健康診断行っていますか？

会社には、常時雇用される労働者について、毎年定期的に健康診断実施する義務があります。(労働安全衛生法第66条)。

労働者を、健康な状態で働かせるという義務、「安全配慮義務」があるからです。

健康診断を受けさせなかったため重大な健康被害が生じた場合には、「安全配慮義務違反」による損害賠償の責任を負う恐れもあります。

労働者が、会社が実施する健康診断を受けない場合は、他の医師の健康診断を受けて、その結果を証明する書面を会社に提出しなければなりません。

健康診断の結果、医師の意見に従い、健康に配慮する必要があるときは、業務や就業の場所の変更、残業の減少などの措置を講じることも必要になります。

近年の労働基準監督署の調査でも、定期健康診断の確認だけでなく、健康診断の結果後、有所見者について、会社がきちんと取り組みをしているか確認されています。

経営者も労働者も定期健康診断を受け、会社・経営者・労働者全体の健康に取り組みましょう。

《ちょっとランチタイム》

今月ご紹介するお店は、久喜市の「カフェ つむぎ」さんです。(住所:久喜市菖蒲町三箇419-1 電話0480-48-6989)。ランチタイム11:00~15:00、ディナータイムは17:00~20:30で月曜日と第一火曜日が定休日です。魚沼産のコシヒカリを使ったおにぎりや自家製パンのランチなど、手作りにこだわったカフェです。カウンター席もあっておひとり様でも入りやすいカフェです。彩たまごのプリンはまるやかでほっとするお味。ご家族で暑い夏にぴったりのデザートは、いかがでしょうか。

